

静岡県告示第722号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3太平洋中部海域」「別紙4きんめだい太平洋系群」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9かたくちいわし太平洋系群」「別紙3-10うるめいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（別紙1-6）</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 <u>（4</u></p>	<p>第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし <u>太平洋系群</u>」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば <u>太平洋系群</u>」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3 <u>まだい</u> <u>太平洋中部海域</u>」「別紙4きんめだい太平洋系群」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9かたくちいわし太平洋系群」「別紙3-10うるめいわし太平洋系群」「別紙3-11 <u>ぶり</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（別紙1-6）</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 <u>のう</u></p>

月から10月まで

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

(追加)

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年10月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 (11月

月から翌年の3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ちくろまぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

(削る)

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業（静岡海区漁業調整委員会指示第4-4号1(1)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 のう

ちくろまぐろひき縄釣漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

(追加)

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

(追加)

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

(削る)

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろひき縄釣漁業（静岡海区漁業調整委員会指示第4-4号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁船漁業等のうち、くろまぐろはえ縄漁

業及びくろまぐろひき縄釣漁業を除いた漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

4 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（略）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じて漁船漁業等管理区分と定置漁業管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における（削る）配分については、くろまぐろ漁船漁業等のうちその他漁業に0.5トンを配分し、残りをくろまぐろはえ縄漁業とくろまぐろひき縄釣漁業に配分するも

3 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（略）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じて漁船漁業等管理区分と定置漁業管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

漁船漁業等管理区分における漁獲可能期間別の配分については、管理年度当初に漁船漁業等に配分された数量のうち、直近3年間の過去の漁獲実績に応じて、静岡県くろまぐろ（大型魚）

漁船漁業等（4月から10月まで）に0.5トンを配分し、静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（11月から翌年の3月まで）に残りを配分するものとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

2 漁船漁業等に対して期間別に設定された管理区分の配分量の取扱いについて

静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から10月まで）において、配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全量を静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁獲等（11月から翌年の3月まで）に繰越せるものとする。

また、静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁獲等（4月から10月まで）における漁獲量の総量が当該知事管理区分に配分された数量を超えた場合には、静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁獲等（11月から翌年の3月まで）の配分量の総量を超えない限り、翌期の管理区分の配分量から超過分の配当量を差し引き、超過した管理区分に充当するものとする。

3 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

のとする。くろまぐろひき縄釣漁業には、管理年度当初に静岡県に配分された数量の1割を配分することとし、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

(削る)

2 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 (略)

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

- (1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については県旋網事務局）に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、 曳き縄漁業及び はえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の報告を受けた漁協又は県旋網事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
曳き縄漁業、 はえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

- (1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協（まき網漁業については県旋網事務局）に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の入網
ひき縄釣り漁業、 はえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・ 1日1か統当たり 200 キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の報告を受けた漁協又は県旋網事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施。
ひき縄釣り漁業、 はえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施。

<p>中型まき網漁業及び小型まき網漁業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて作業時間の変更、作業回数の抑制及び作業場所の変更を実施。 	<p>中型まき網漁業及び小型まき網漁業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県旋網事務局は所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・ 採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて作業時間の変更、作業回数の抑制及び作業場所の変更を実施。
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>第5 (略)</p>		<p>第5 (略)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p><u>(追加)</u></p>		<p><u>(別紙3—11)</u></p>	
<p></p>		<p><u>第1 水産資源</u></p>	
<p></p>		<p><u>ぶり</u></p>	
<p></p>		<p><u>第2 資源管理の方向性</u></p>	
<p></p>		<p><u>当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（946トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u></p>	
<p></p>		<p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u></p>	
<p></p>		<p><u>静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p>	
<p></p>		<p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u></p>	
<p></p>		<p><u>該当なし。</u></p>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。